

第五次地域管理経営計画書

(木曾谷森林計画区)

計画期間 自 平成29年4月 1 日
至 平成34年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	9
(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項	・・・	21
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	23
(5) その他必要な事項	・・・	24
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	26
(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	26
(2) 巡視に関する事項	・・・	26
(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	27
(4) その他必要な事項	・・・	27
3 林産物の供給に関する事項	・・・	28
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	28
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	28
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	30
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	30
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	30
(3) その他必要な事項	・・・	30
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	31
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	31
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	31
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	32
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	32
(2) 分収林に関する事項	・・・	33
(3) その他必要な事項	・・・	33
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	34
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	34
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	34
(3) 火山防災に関する事項	・・・	34

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として管理経営をすることとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の^{かん}涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、林業の成長産業化に向け、大きな転換期を迎えており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなどの貢献が求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

したがって、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の木曾谷森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行う。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概要

本計画の対象は、木曾谷森林計画区の全森林面積の62%にあたる国有林野89,442haである。

本計画区は長野県の南西部で木曾川上流部に位置し、北部は木曾川源流部の鉢盛山^{はちもりやま}、東部は木曾駒ヶ岳^{うづまがたけ}を主峰とした中央アルプス、西部は御嶽山^{おんたけ}、南部は奥三界岳^{おくさんがいだけ}等で囲まれた一帯である。

木曾駒ヶ岳^{うづまがたけ}、空木岳^{うつぎだけ}、御嶽山^{おんたけ}等の本計画区内の高山帯の多くは、中央アルプス県立自然公園、御嶽県立自然公園に指定されている。

また、中京圏の生活用水、工業用水の重要な水源地帯であるとともに、地形が急峻で、降水量も多く、風化浸蝕が進んだ花崗岩等脆弱な地質となっており、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林は国有林野面積の95%を占めており、重要な水源の涵養や土砂の流出・崩壊等の国土保全の役割を担っている。

さらに、森林浴発祥の地である赤沢自然休養林、優れた自然景観に恵まれた木曾御岳自然休養林のほか、木曾駒高原、開田高原、藪原高原、田立の滝、阿寺溪谷等の豊富な森林レクリエーション資源があり、森林浴、スキー、登山等の保健休養の場として中京圏等から多くの人が訪れている。

その一方で本計画区は、国内でも有数の木材生産地であり、木曾ヒノキをはじめとする木材産業は、古くから地域の基幹産業として位置づけられており、地域振興を含めた森林資源に対する地元からの期待は大きい。

このため、本計画区においては、自然環境に配慮しながら、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標としての取組を行ってきた。

こうした中、世界的にも希少で貴重な存在となっているヒノキ、サワラ等の木曾五木を含む温帯性針葉樹林の保存、復元を図りながら、豊かな森林生態系からもたらされる様々な恩恵を将来にわたって維持することを目的とした木曾悠久の森を設定しており、その取組は、別冊「木曾悠久の森管理基本計画」に基づき実施することとする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

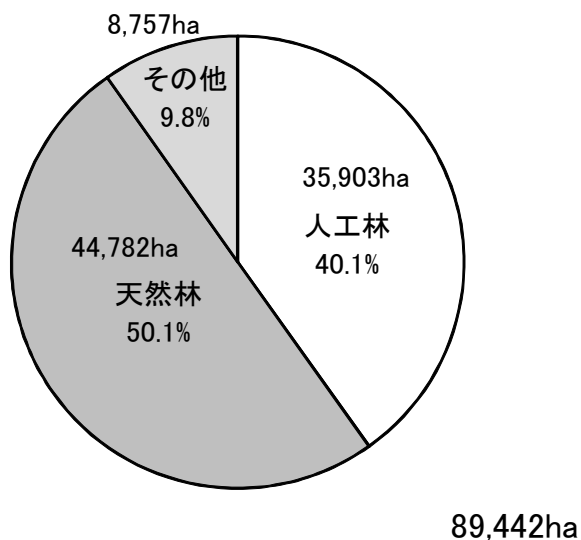
本計画区の森林の現況は、低山帯はヒノキ、カラマツ等の人工林や木曽ヒノキ等の天然林、亜高山帯は木曽ヒノキ及びモミ、ツガ等の天然林、高山帯はダケカンバ、ハイマツ等の天然林となっている。

現況面積は、人工林が35,903ha、天然林が44,782ha、その他（高山帯・岩石地、附帯地、貸地等）が8,757haとなっている（図－1参照）。

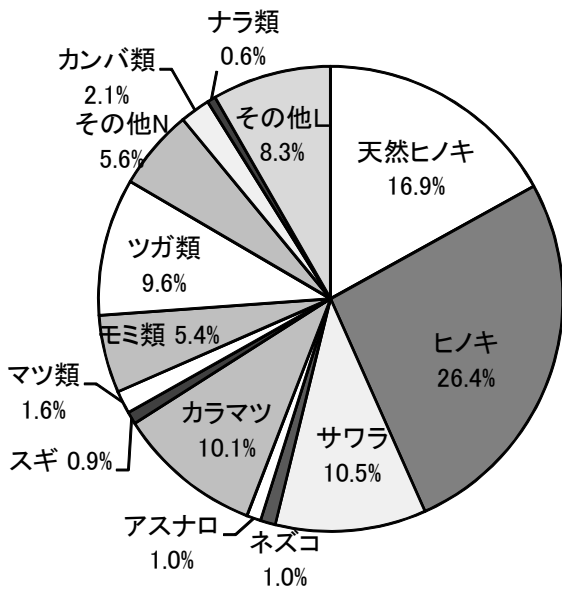
樹種構成は、天然ヒノキ、サワラ等の木曽五木を含む天然林と、ヒノキを主体とした人工林となっている（図－2参照）。人工林の樹種構成を面積比で見ると、ヒノキが特に多く66%、次いでカラマツが27%とこの2樹種だけで94%を占めている（図－3参照）。

人工林の齢級構成面積は10齢級が最も多く、その前後である6齢級から13齢級が全体の過半数を占めている。また、17齢級以上のいわゆる高齢級な森林も3割近くを占めている（図－4参照）。

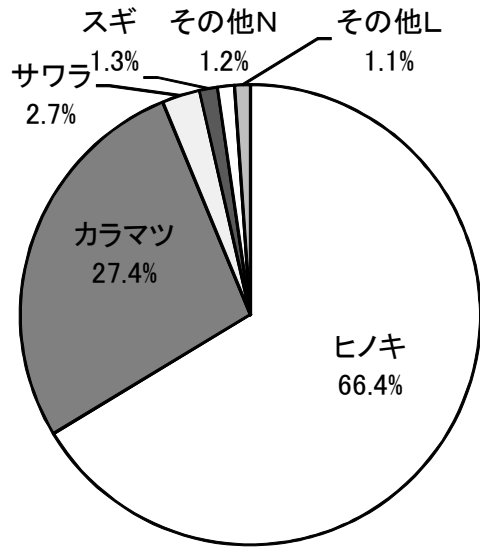
図－1 国有林野の現況面積比



図－2 主な樹種構成（材積比）

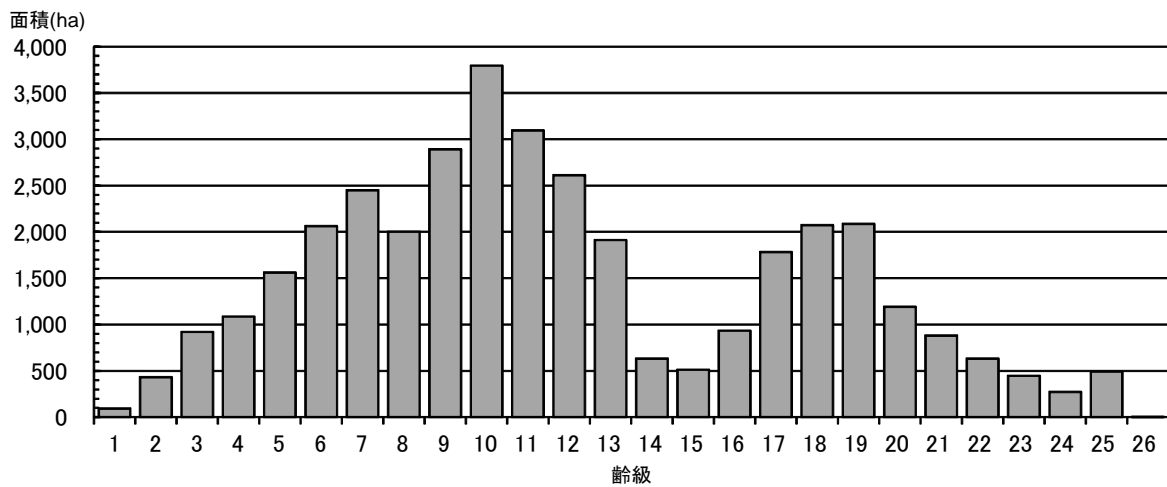


図－3 人工林の樹種構成（面積比）



注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値、率は一致しない場合がある。

図－4 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

（1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。）

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成24年度～平成28年度の本計画区における主な計画と実績は以下のとおりとなった。（平成28年度は実行予定を計上）

（ア）伐採量

主伐の伐採量については、分収林の契約期間の延長等による実施箇所減少等により、計画を下回る実績となった。間伐の伐採量については、計画を上回る実績となった。

（イ）更新量

人工造林については、分収林の契約期間の延長等により伐採面積が減少したため、計画を下回る実績となった。天然更新については、保護林設定の見直しによる伐採の取りやめ等により伐採面積が減少したため、計画を下回る実績となった。

（ウ）保育量

下刈については、伐採面積の減少により更新量が減少したため、計画を下回る実績となった。

つる切り・除伐については、森林吸収源対策の観点から現地の状況を改めて精査して実施した結果、計画を下回る実績となった。

（エ）林道の開設及び改良

豪雨等の自然災害による被災箇所を優先的かつ重点的に対応したため、計画を下回る実績となった。

項 目		前計画	実 績	実施率
伐採総量 (単位:m ³)		785,400	759,514	97%
	主伐	170,556	81,406	
	間伐	614,844	678,108	
更新総量 (単位:ha)		477	161	33%
	人工造林	130	103	79%
	天然更新	347	58	17%
保育総量 (単位:ha)	下刈	2,050	1,356	66%
	つる切、除伐ほか	3,748	2,354	63%
林 道	開設 (単位:m)	44,130	16,320	37%
	改良 (単位:箇所)	207	56	27%

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて各般の取組を推進する。

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業の実施に当たっては適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・皆伐箇所の小面積分散化と帯状伐採の組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し、木材生産力が高い健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。主伐に当たっては、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性の有用樹の保残及び有用天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽と天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林における間伐の積極的な実施、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、尾根筋や沢沿いでの森林の存置等を推進する。また、山地災害で被害を受けた森林の整備・復旧を迅速に行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための抜き切り等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、適切な整備を行い森林の蓄積を向上させるとともに木材利用を推進する。また、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る観点から森林資源の若返りを図る。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発
- ・主伐及び伐採後の再造林による森林資源の若返り

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・法令制限に基づく森林の適切な管理
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

山地災害防止等の観点から、荒廃した溪流等において溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保持機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、人工林を対象に主伐による森林の更新や間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

さらに、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 林業及び木材産業の成長産業化への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組む。

ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行う。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備 エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、人工林において、主伐・間伐等の推進、伐期の長期化、複数の樹冠層を構成する森林への誘導、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業など、多様で健全な森林への誘導に向けた取組を積極的に進める。これにより、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施する。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。

併せて、間伐等の森林整備、齢級構成の平準化や地域のニーズ等に応じて必要な主伐の計画的な実施など、機能類型に応じた適切な施業の結果、得られる木材を、地域の安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給する。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の28%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林を目標として、管理経営を行う。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	24,741	24,741	—

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の26%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行う。

自然維持タイプの面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の4%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の上岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成する。

森林空間利用タイプの面積

（単位：h a）

区分	森林空間利用タイプ	
	うち、レクリエーションの森	
面積	3,742	3,138

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の42%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系・下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図る。

水源涵養タイプの面積

（単位：h a）

区分	水源涵養タイプ
面積	37,358

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕による。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 藪原^{やぶはら}地域（小木^{おぎ}曾^そ、塩^{しほ}沢^{さわ}、菅^{すげ}、奥^{おく}峰^{みね}沢^{さわ}国有林）

当地域は、木曾川源流域である木祖村の烏帽子岳（1,952m）、鉢盛山（2,446m）、境峠、大笹沢山等を連ねる稜線に囲まれた地域である。

（ア）土砂流出防備保安林に指定されている笹川流域下押出沢、大笹沢から熊沢峠、鉢盛山から小鉢盛にかけての地域及び烏帽子岳を源流とする尾頭沢流域の稜線沿いは、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

（イ）コメツガ、トウヒ、シラベ、カンバ類等からなる亜高山性樹種の天然林である鉢盛山コメツガ等遺伝資源希少個体群保護林と、水木沢流域沿いは、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

（ウ）藪原^{やぶはら}野外スポーツ地域はスキー場の利用として、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

（エ）その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

イ 王滝^{やぶはら}地域（王滝、樽^も沢^{さわ}国有林）

当地域は、高樽山（1,673m）、天狗山（1,823m）等の連なる稜線とその支脈の西股（1,716m）、卒塔婆山（1,540m）に囲まれたやや東西に長い地域である。ウグイ川、瀬戸川、小俣流域の中流以下は急峻な地形となっているが、上流はいずれも緩傾斜面を形成している。

（ア）崩沢流域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

（イ）瀬戸川ヒノキ等希少個体群保護林は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

（ウ）瀬戸川風致探勝林は、木曾ヒノキやサワラ等の天然林と溪流が一体をなす、優れた自然景観であることから、自然とのふれあいなどの保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

（エ）ウグイ川上流域の木曾生物群集保護林は、「木曾悠久の森」の核心地域にも設定されていることから、温帯性針葉樹林の保存・復元を図るため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(オ) その他の地域は水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ウ 御岳地域（御岳国有林）

当地域は、木曾川支流の王滝川上流に位置し、御嶽山（3,067m）の南斜面一帯の地域である。

(ア) 昭和59年の長野県西部地震により土石流が発生した伝上川、濁川流域は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 御岳生物群集保護林及びその周辺は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) 木曾御岳自然休養林は御嶽山南斜面の中腹部にあり、四季を通じて野外レクリエーションの場であることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(エ) その他の地域は水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

エ ^{みうれ}三浦地域（三浦国有林）

当地域は、三浦山（2,394m）、高森山（1,592m）、白巣峠等が連なる稜線に囲まれる地域で、王滝川右岸の準平地と左岸の御岳火山地からなる地域である。

(ア) 上黒沢は地形・地質の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 御嶽山中腹は御岳県立自然公園に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) ^{たきごし}滝越地域の王滝川沿い及び三浦ダム周辺森林は、おりなす優美な自然景観から、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(エ) その他の地域は水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

なお、湿性ポドゾル土壌地帯における木曾ヒノキの天然更新等、森林施業を究明するため、2626～2642林班の約443haを三浦実験林に指定している。

オ 小川地域（小川入国有林）

当地域は、木曾川右岸に位置し、王滝村、大桑村との町村界である稜線に囲まれた地域である。北股上流から南股一帯は緩傾斜が多く起伏は少ないが、北股下流、高倉峠以東の灰沢から荻原西山にかけての流域は、いずれも急傾斜地となっている。

（ア）荻原西山流域の一部は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

（イ）木曾ヒノキの優れた美林である赤沢自然休養林とその周辺は、木曾ヒノキ天然林の典型的な群落構成を示すとともに、優れた自然景観を有することから、自然環境の保全機能又は保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ又は森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

（ウ）赤沢及び黒沢流域の木曾生物群集保護林は、「木曾悠久の森」の核心地域に設定されていることから、温帯性針葉樹林の保存・復元を図るため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

（エ）その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

カ 駒ヶ岳地域（駒ヶ岳国有林）

当地域は、木曾山脈の木曾駒ヶ岳（2,956m）と宝剣岳（2,933m）の西側に、木曾川に向かい扇状に広がる地域である。

（ア）滑川、荻原沢、大沢の流域で標高1,200～2,000mの地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

（イ）木曾駒ヶ岳と宝剣岳の山麓部は、中央アルプス県立自然公園と中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

（ウ）その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

キ 台ヶ峰地域（台ヶ峰国有林）

当地域は、王滝川と木曾川の合流点の南西側に位置し、上松町と木曾町の行政界をなす台ヶ峰（1,502m）を中心とした地域である。

(ア) 木曾川に面する東斜面及び王滝川に面する北斜面は山頂部を除いて地形は急峻で岩石が露出しているため、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 台ヶ峰サワラ希少個体群保護林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ク ^{かいだ}開田地域（西野北山、小梨ヶ洞、^{すえかわ}末川国有林）

当地域は、木曾町開田の北に位置し、西は高山市の行政界を、北は松本市との行政界を、東は木祖村との町村界に囲まれた地域である。

(ア) 鎌ヶ峰(2,121m)付近は、地形が急峻で土砂流出防備保安林に指定されており、また、松本市界である稜線直下は地形・地質等の条件から、大部分が山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 皆沢アカマツ等遺伝資源希少個体群保護林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ケ ^{ひよし}日義・裏駒ヶ岳地域（日義、裏駒ヶ岳、八沢入、黒石国有林）

当地域は、木曾町の木曾川左岸に位置し、木曾駒ヶ岳(2,956m)から北西側の地域である。木曾駒ヶ岳周辺は起伏の大きな急峻地を形成しているが、正沢川流域には段丘地形がみられる。

(ア) 中央アルプス県立自然公園に指定されている木曾駒ヶ岳周辺は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 木曾川支流の野上川、正沢川、八沢川の上流域については、一部を除き地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

コ 福島地域（^{じょうやま}城山、^{おおさわたるうえ}加代ヶ沢、^{いわぶせ}大沢樽上、^{どうかん}赤尾、岩伏、道官、熊沢国有林）

当地域は、木曾町福島と木曾町新開^{しんかい}に点在する地域である。

(ア) 城山風致探勝林は、散策、探勝、森林浴など、地元住民をはじめ最近では下流域住民も多く訪れていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 木曾町福島^{しんかい}の城山国有林の一部と加代ヶ沢国有林、木曾町新開^{しんかい}に点在する幸熊沢、大沢樽上、赤尾、岩伏、道官国有林は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

サ 三岳地域^{しんたか}（新高、黒沢御岳、浦沢、障子沢国有林）

当地域は、木曾町三岳の御嶽山（3,067m）の北東斜面に位置し、地形は全般的に急峻である。

(ア) 御岳県立自然公園第1種、第2種特別地域の大部分と、新高コメツガ等遺伝資源希少個体群保護林、油木沢ヒノキ希少個体群保護林については、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 木曾御嶽山麓（開田高原）森林空間総合利用整備事業区域は、スキー場等の野外スポーツの場など保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) 白川流域、鹿ノ瀬川流域の一部は、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(エ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

シ 阿寺^{あてら}地域（阿寺国有林）

当地域は、大桑村の木曾川右岸に位置し、殿・小川方面等に緩中斜面が見られるが、地形は一般に急峻で処々に岩石が露出し、特に木曾川に接する阿寺集落周辺及び阿寺川流域は長大な急斜面からなるV字谷を形成しているところが多い。

(ア) 阿寺川の源流域、薬師沢流域、長通沢左岸等は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 飯盛山や阿寺溪谷沿いの地域は、木曾ヒノキ、サワラ等の天然林の優れた自然景観であることから、自然とのふれあいの場等の保健文化機能を重点的に発揮させるため森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) 阿寺川上流域の木曾生物群集保護林は、「木曾悠久の森」の核心地域にも設定されていることから、温帯性針葉樹林の保存・復元を図るため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(エ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ス 伊奈川・天王洞^{てんのうぼら}地域（伊奈川・天王洞国有林）

伊奈川地域は、大桑村の木曾山脈稜線から西側に位置し、全般的に起伏が大きく急峻である。

天王洞地域は木曾川にある読書ダムの左岸に位置し、城山（1,101m）を主峰とする急峻な地形となっている地域である。

(ア) 木曾山脈稜線から西側一帯の中央アルプス県立自然公園第1種、第2種特別地域等の大部分は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

セ 柿其^{かきぞれ}地域（柿其、三殿^{みどのむかい}向国有林）

当地域は、南木曾町の柿其河流域に位置し、各流域の上流部に準平原の緩やかな地形もあるが、下流域は急峻な箇所が多い地域である。

(ア) 柿其川、岩倉沢の下流域及び三殿向国有林は、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 田立^{ただち}国有林境の湿原周辺の中央アルプス県立自然公園（飛び地）は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ソ 与川^{よがわ}地域（南木曾国有林）

当地域は、南木曾町の木曾川左岸、木曾山脈南部の摺古木山（2,169m）の麓に位置し、地形は、全般に急傾斜地が多く、南木曾岳（1,677m）の西斜面は特に急峻で、地質は風化浸食が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 木曾山脈の稜線から西側一帯の中央アルプス長野県立自然公園第2種特別地域及び南木曾岳周辺の県自然環境保全地域と南木曾岳生物群集保護林の区域は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 上山沢流域、下山沢の上流部は、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

タ ^{きたあらかぎ}北蘭地域（北蘭国有林）

当地域は、南木曾町の木曾川支流、^{あらかぎ}蘭川の北側に位置し、地形は全般に急傾斜地が多く、特に南木曾岳付近は急峻である。地質は風化浸食が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 当地域の大部分は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 南木曾岳生物群集保護林、長野県自然環境保全地域特別地区の区域は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

チ 南蘭地域（南蘭国有林）

当地域は、南木曾町の木曾川支流の蘭川の南側に位置し、地形は一部に緩傾斜地が見られるが、全般に急傾斜地が多く、地質は風化浸食が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 中ノ沢、大沢、大迷沢、男埴沢流域等は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 大平峠は優れた森林景観であることから、自然探勝等の保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ツ ^{しずも}賤母地域（賤母国有林）

当地域は、南木曾町の木曾川左岸沿いに位置し、地形は全般に急峻である。

(ア) 当地域の大部分は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 賤母ヒノキ等希少個体群保護林は、自然環境の保全機能及び保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行う。

テ 田立地域（田立国有林）

当地域は、南木曾町田立の木曾川右岸に位置し、地形は百間滝の上下で大きく異なっており、上部は準平原を形成しているが下部は処々に岩石の露出及び崩壊地が現れ、特に沢筋は極めて険しい地形が多くみられる。

(ア) 当地域の大部分が地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行う。

(イ) 田立の滝周辺と柿其国有林境の中央アルプス県立自然公園（飛び地）は、風致探勝に訪れる入林者も多いことから、自然環境の保全機能及び保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行う。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、木曾地域森林整備加速化林業再生協議会等の場を通じ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の林業の成長産業化に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、当流域では、低コスト作業システムについて現地検討会等の実施による紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などに優先的に取り組む。また、地元自治体等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成及び達成の支援に努める。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地域ごとの状況を踏まえた、低コストで効率的な作業システムの提案・検証等により収穫量の増大にも対応できる低コスト化を図るとともに、民有林における普及・定着に努める。

② 林業事業体の育成

事業予定量等の公表に努めるほか、間伐事業における「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約（3か年）の実施等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

平成25年8月に締結した「木曾谷流域森林整備推進協定」に基づき設定した森林共同施業団地において、一体的な路網整備、計画的な間伐の推進、国有林内の中間土場等の活用、民有林と連携した「素材の安定供給システム販売」の実施等を推進する。

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：h a）	
	国有林	民有林
7	89,553（111）	55,273

注：（ ）は、官行造林地面積の数値（うち数）である

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、各試験研究機関、大学、民間企業等による産学官連携の強化を進める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。その際、育林経費の大半を占める造林初期コストの低減を進めることが極めて重要である。このため、コンテナ苗を活用し、伐採から造林までを同時期に行う「一貫作業システム」をはじめとした低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備に併せ、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進する。

エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元自治体やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努める。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や林業の成長産業化への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努める。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図る。また、労働安全衛生対策を推進する。

① 伐採総量

(単位：m³・ha)

区分	主 伐	間 伐	計
計	235,118 《99,813》	721,382 (6,385)	956,500

注1：() は、間伐面積である。

注2：《 》 は臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けはない。

② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	147	59	206

③ 保育総量

(単位：ha)

区分	下 刈	つる切	除 伐
計	544	122	1,325

④ 林道の開設及び改良総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	17	28,200	229	8,440

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5) その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、国有林を「国民の森林」としての位置付けの下、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進める。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴い、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めるとともに、主伐及び主伐後の再造林により、森林資源の若返りを図る。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化のための施業、里山整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

具体的には、木曾川上流部に位置する本計画区の国有林には、天然林や地域固有の生物群集を有する森林等の貴重な自然環境があることから、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林として適切に保護・保存する。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組む。

④ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策等の実施

本計画区は木曾川左岸の木曾山脈西麓に代表される風化が進んだ花崗岩地帯の急傾斜地で、林地荒廃が直接的に地域住民の生活と下流域の利水に影響を与える。地域の安全・安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況、保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全

施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図る。

さらに、実施に当たっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

なお、災害発生時においては、ヘリコプターを使った調査や緊急対策工事、復旧計画の策定、事業の実施等について、地元自治体等と連携して迅速に対応する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため、原生的な天然林など優れた自然環境を有する森林等を保護林に指定し、適切な保護・管理に努める。

具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するために、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。

また、木曾生物群集保護林においては、順応的管理による長期にわたる施業等の実施を通じて、温帯性針葉樹林の保存・復元についても取り組む。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地元自治体等と利用のルール確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

本計画区には、中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域、御岳生物群集保護など12箇所の保護林を設定している。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	1	4,140
生物群集保護林	3	10,841
希少個体群保護林	8	282
総 数	12	15,263

注1：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、（1）森林生態系保護地域、（2）生物群集保護林、（3）希少個体群保護林の3種類となったため、本計画策定時に再編を行った。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理
- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理

(2) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区は、中央アルプス長野県立自然公園をはじめ赤沢自然休養林、阿寺溪谷等優れた自然景観を呈する森林を豊富に有していることから、入林者が多い。特に春季は山菜採りシーズンと乾燥期が重なり、山火事発生の危険が増大するため、地元自治体等と連携を密にし

て山火事防止の啓発活動及び巡視を行う。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化するとともに、地元自治体等と連携した取組の推進に努める。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行う。また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努める。

(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努める。

松くい虫被害対策については、今後も被害地域の拡大防止を図るため、松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施する。

また、カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組む。

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年、長野県内においては、ニホンジカによる農林業被害、高山植物被害が顕著になっており、本計画区内においてはニホンジカの生息調査、捕獲等の取組を実施する。

このため環境行政をはじめ、地方自治体・関係団体等と連携を図りつつ、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数調整、防護柵の作設等の対策に取り組む。

また、新たに設定した鳥獣害防止森林区域においては、わな捕獲、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、ツキノワグマによる剥皮被害については剥皮防止テープ等により、カモシカによる食害については忌避剤等の使用により、未然防止に努める。

イ 野ウサギ、野ネズミの被害及び病虫害等については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努める。

② 自然再生事業の取組

木曾森林ふれあい推進センターにおいて、ボランティア団体等と連携して、木曾駒ヶ岳周辺等における自然再生に取り組む。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

本計画区は、我が国を代表する木曽ヒノキの主要産地であり、伝統的建造物の建設資材等として重要な役割を果たしてきた。森林の公益的機能を重視する森林施業を推進する中で、資源状況等を勘案しつつ木材の計画的な供給に努める。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、主伐材の安定供給や新たな需要開拓につながる効果的な供給に努める。

さらに、間伐等の小径木や、林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用材等は、再生可能エネルギーとしての需用に向け、「素材の安定供給システム販売」等を活用した安定供給に取り組む。

ア 人工林カラマツ、ヒノキ等については、高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備による間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努める。

② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における木材の利用範囲の拡大を推進する。

木曽地域では、明治中期から植林された高齢級の人工林ヒノキが増加している。本計画区で生育した樹齢80年生以上の高齢級人工林ヒノキのうち、高品質なものを「**高国**（マルコウマルコク）木曽ひのき」の名称でブランド化しており、そのブランドの浸透、定着を図るとともに、適正な評価の確立と安定的な供給に努める。

また、「2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会」では主要施設で木材の活用を図る検討が進められている。このような新たな木材需要創出に向けた動きへの対応や、本計画区でヒノキに次いで収穫量の多いカラマツについてもブランド化を図るなど、需要動向に応じた木材の安定供給体制を戦略的に構築していくため、地域の林業、木材産業関係者と緊密に連携・協力した取組を行う。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野が有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努める。

また、木材の販売に当たっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かし、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、中央アルプス・御岳県立自然公園や森林浴発祥の地である赤沢自然休養林や阿寺溪谷等、森林レクリエーション資源が豊富なことから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進する。

また、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を行う。

赤沢自然休養林等のレクリエーションの森については、優れた自然景観の探勝や森林セラピーなど保健休養の場としての利用を一層推進する。

レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 休 養 林	2	1,591
森 林 ス ポ ー ツ 林	2	279
野 外 ス ポ ー ツ 地 域	3	674
風 致 探 勝 林	6	625
総 数	13	3,169

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施する。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるとともに、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援する。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組む。

② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

設定箇所

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
<small>ひわだ</small> 檜皮の森	71	賤母国有林702ろ、703い、706は、707い
南木曾伝統工芸の森	3	南蘭国有林609い

④ ゆうゆう遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

設定箇所

名 称	面積 (ha)	位置 (林班)
城山史跡の森	78	城山国有林722～726

(2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組む。

(3)その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えとの理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進する。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努める。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進し、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導、普及を図る。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、本計画区の多様なフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進する。

さらに、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの民有林への普及を図る。

天然更新施業については、昭和42年の設定以来、約50年間にわたる調査を実施している三浦^み実験林^{うれ}において、より長期間にわたる更新プロセスを明らかにするため引き続き調査を継続する。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。

地域の伝統産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や「木曾ヒノキ」等林産物の供給、農林業に被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興への寄与として国有林野事業の重要な使命の一つである。

(3) 火山防災に関する事項

平成26年9月27日に御嶽山が噴火し、甚大な被害が生じた。御嶽山の火山防災に関し、火山防災協議会等を通じ、関係機関と平常時から情報の共有を図るとともに、治山事業等による防災対策に努める。